

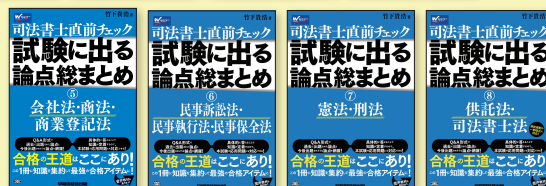
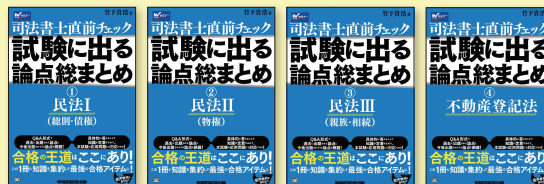
竹下合格講座 使用テキスト

多くの合格者が支持する！
情報集約・知識整理ツールの決定版！

新版 直前チェックシリーズ

〔竹下貴浩著 早稲田経営出版〕

本書は出題頻度の高い重要論点を、各科目、テーマごとに問いの形で掲載し、その答えの形で具体的に解説しています。各テーマの終わりには過去問での実際の出題例を載せており、実戦問題にすぐ取り組むことができます。直前期にその真価を最大限発揮するため「直前チェック」という名称を採っていますが、重要な論点をまとめた論点集として、直前期だけでなく、幅広い層に学習のガイドラインとして愛用されています。



※装丁は変更となる場合がございます。

テーマ2 法律行為の意義、有効要件、無効及び取消し

チェックポイント

《法律行為全般》

1. 法律行為の意義をいえ。

☐ (答) 意思表示を中心的な要素とし、人が一定の法律効果を生じさせようとする意思に基づいてする行為のこと。

2. 法律行為にはどのようなものがあるか。

☐ (答) 単独行為、契約(双方行為)、合同行為がある。

3. 法律行為の成立要件をいえ。

☐ (答) ①当事者、②目的、③意思表示が存在すること。すなわち、ある当事者が、ある目的をもって、意思表示することによって、法律行為は成立する。

第1部 テーマ2 法律行為の意義、有効要件、無効及び取消し

6. 4の②の要件を満たさない法律行為の意義及び効果をいえ。

☐ (答) 4の②の要件を満たさない法律行為とは、当該法律行為の目的が適法でないか、または社会妥当性を有しないことである。目的が適法でない法律行為とは、強行規定に違反する法律行為という意味であり、強行規定に違反する法律行為は無効である(民891の反対解釈)。目的が社会的妥当性を有しない法律行為とは、当該法律行為が公序良俗に反するというものであり、公序良俗に反する法律行為は無効である(民890)。

7. 4の③の要件に関し、意思表示につき、意思と表示とが一致しない場合の①、②、③の3つをいえ。

(答) ①、②、③の3つをいえ。民法は、(②)の3つを規定している。

各ポイントは「問い」とその「答え」の形式になっているので、試験で要求される思考パターンが修得できる。

『チェックポイント』では過去の本試験で出題された論点、今後出題が予想される論点をテーマごとに掲載。重要論点が一目で分かる！

テーマごとに『参考過去問』を掲載。今チェックした「チェックポイント」が実際どのように出題されたかをすぐ確認でき、実戦力も身につく！

第1部 テーマ2 法律行為の意義、有効要件、無効及び取消し

参考過去問

1. 甲が真意では買受けるつもりがないのに乙から土地を買受ける契約をした場合において、乙が注意すれば甲の真意を知ることができたときは売買契約は無効である(3-8-ア)。

○ チェックポイント10参照。

2. 民法第94条第2項の規定によって保護される善意の第三者からの転得者の地位について、次の二つの考え方があり、後記アからオまでの記述は、その一方の考え方から他方の考え方に対する批判である。各記述における「この説」が第1説を指すものはどれか(12-4改)。

第1説 善意の第三者が絶対的・確定的に権利を取得するので、転得者は、通謀虚偽表示について悪意であっても、有効に権利を取得する。

第2説 処分行為は、転得者ごとに相対的・個別に有効な表示についてのみ有効である。